

社会福祉法人北但社会福祉事業会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北但社会福祉事業会(以下「法人」という。)理事、監事及、評議員及び第三者委員の報酬等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

2 役員及び評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

3 交通費の支給等については、社会福祉法人北但社会福祉事業会職員旅費規程(昭和59年事業会規程第2号。以下「旅費規程」という。)に定めるところによる。

4 前各項の規定について、県及び市町等から選出された役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときはこの限りでない。

(役員、評議員及び第三者委員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設等の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

4 第三者委員が法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

5 交通費の支給等については、旅費規程に定めるところによる。

6 前各項の規定について、県及び市町等から選出された役員、評議員及び第三者委員が業務にあたった場合はこの限りでない。

(役員、評議員及び第三者委員の報酬等の上限)

第5条 役員、評議員及び第三者委員1人あたりの報酬等の合計金額は、100,000

円を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年度定時評議員会終結時から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

| 名 称 | 報 酬 | 備 考 |
|---------------|---------|-----------------|
| 理事会出席報酬(日額) | 7,000 円 | 職員との兼務がない 場合 |
| 評議員会出席報酬(日額) | 7,000 円 | 職員との兼務がない 場合 |
| 理事長業務報酬(日額) | 7,000 円 | |
| 理事業務報酬(日額) | 7,000 円 | 職員との兼務がない 場合 |
| 評議員業務報酬(日額) | 7,000 円 | |
| 監事業務報酬(日額) | 7,000 円 | |
| 第三者委員業務報酬(日額) | 7,000 円 | |